

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第53号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年太田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、「第3項」を「第4項」に、「届出」を「届け出」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、教育・保育給付認定子どもが満3歳を迎えた月の属する年度の末日まで、利用者負担額を免除することができる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者が本市の保育施設等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成

26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を行う施設、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園であつて、教育課程に係る教育時間終了後等に教育活動を常時行う施設)に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態があることを保育施設等の施設長が証明する者)として勤務していること。

- (2) 教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定子どもが住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない。

第5条第1号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条第2号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同条第3号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(利用者負担額の特例)

- 3 第2条の規定にかかわらず、令和8年9月1日以後に実施された保育に係る利用者負担額は、当分の間、別表の規定により算定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額(当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数が50円以上の場合はその端数を50円とし、50円未満の場合はその端数を零とする。)とする。

別表備考1中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項」を「児童福祉法第6条の3第8項」に、同表備考4中「第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に、同表備考5第1号及び備考6第1号中「0.5」を「2分の1」に改める。

附 則

この規則は、令和８年７月１日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表備考の規定は、公布の日から適用する。